

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成20年9月19日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第10号 平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第13号 旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 旭市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

《付託請願》

請願第2号 「国における平成21（2009）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

請願第3号 「地域手当の県内格差支給の是正を求める意見書」採択に関する請願

《付託陳情》

陳情第4号 いいおかけんこうセンター、海上健康増進センターの利用料などに関する陳情

出席委員（6名）

委員長 柴田 徹也

副委員長 景山 岩三郎

委員 神子 功

委員 林 一雄

委員 向後 悦世

委員 伊藤 保

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 明智 忠直

説明のため出席した者（25名）

教 育 長	米 本 弥榮子
保険年金課長	増 田 富 雄
社会福祉課長	在 田 豊
庶 務 課 長	浪 川 敏 夫
生涯学習課長	花 香 寛 源
そ の 他 担 当 員	1 5 名

環 境 課 長	平 野 修 司
健康管理課長	小長谷 博
高 齢 者 課 長	横 山 秀 喜
学校教育課長	及 川 博
国体推進室長	高 野 晃 雄

事務局職員出席者

事 務 局 長	宮 本 英 一
主 査	穴 澤 昭 和

事 務 局 次 長	石 毛 健 一
-----------	---------

開会 午前10時 0分

○委員長（柴田徹也） おはようございます。

お忙しい中、文教福祉常任委員会にお集まりをいただきまして、ご苦労さまでございます。

台風の影響で空模様がはっきりしませんが、どうぞこの後、皆さんの慎重なる審査をお願いいたしまして、ごあいさつに代えさせていただきます。

ここで、委員会を開会する前にあらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのままお待ちください。

休憩 午前10時 2分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 2分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、明智議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（明智忠直） おはようございます。

今、委員長からお話がありましたように、台風の進路が大変気になるところでありまして、あしたは市内の多くの小学校で運動会があるというようなことで、子どもたちは待ちに待った運動会ということもありまして、本当は決められた日にやってもらえればなと、そんなように思うわけでもありますけれども、幸いにもあさってが日曜日ということもありまして、天気予報でも台風一過というようなことが予想されておりますので、そこはあまり長く延びないでやれるのかなと、そんなように思います。文教福祉常任委員の皆さん方にも、この運動会は全員参加していただくということでもありますので、よろしく願い申し上げたいと思い

ます。

きょうは常任委員会3番目の文教福祉常任委員会ということで、前の二つの常任委員会も活発なるご審議をしていただいたわけでありますので、きょうもぜひともよろしくお願い申し上げます。

きょう付託されました議案は3議案と請願2件、そして陳情1件ということであります。どうぞ慎重なるご審議をよろしくお願い申し上げまして、ごあいさつに代える次第でございます。どうもご苦労さまでございます。

○委員長（柴田徹也） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して米本教育長よりごあいさつをお願いいたします。

○教育長（米本弥栄子） 皆さん、おはようございます。

ただいま明智議長からもございましたように、台風の接近であしたの運動会が危ぶまれておりますが、ほぼあさつてになるのではないかと考えておりますが、その際にはまたご連絡申し上げますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部関係各課を代表してごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、日ごろより多方面にわたりご指導、ご支援を賜りまして、誠にありがとうございます。御礼申し上げます。

本日は、議会より付託されました3議案、議案第10号中の所管事項、議案第13号、議案第15号についてのご審議をお願いすることになっております。質問には簡潔に答弁するように努めてまいりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、ごあいさつに代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（柴田徹也） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月5日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第10号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第13

号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、旭市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第10号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、議案第10号、一般会計補正予算の議決についてでございますが、社会福祉課が関係する部分につきましてご説明申し上げます。

まず、補正予算書の7ページをお願いしたいと思います。

13款国庫支出金、1項1目2節児童福祉費、国庫負担金の説明欄1でございますけれども、児童扶養手当負担金は、歳出におきましては11ページになりますが、児童扶養手当に年度末に不足が見込まれるということで、その不足額に対する国庫負担の3分の1、152万6,000円を増額補正させていただくものでございます。

続きまして、8ページをお願いしたいと思います。

16款寄附金、1項2目1節社会福祉費寄附金10万円の増額補正でございますが、これは、障害者の皆さんの保護者の方々が組織をしております旭市手をつなぐ育成会、そこにエステートプロデュース様からご寄附をいただきました。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。

11ページをお願いしたいと思います。

3款民生費、1項1目26節寄附金の10万円でございますが、これは、ただいまご説明申し上げました旭市手をつなぐ育成会へ支出をさせていただくものでございます。

3項1目児童福祉総務費、13節委託料178万5,000円の増額補正でございますけれども、平成22年度を初年度とします後期次世代育成支援行動計画を作成するということでございまして、そのためのアンケート調査を主体としました基礎調査を実施するための委託料として計上をさせていただきました。

それから、20節扶助費457万8,000円の増額補正でございますが、これは歳入で申し上げましたように、児童扶養手当が年度末で不足することが見込まれますので、その不足分として補正をさせていただくものでございます。

4目保育所費の11節需用費でございますけれども、180万円の増額補正でございますが、

公立保育所の施設の老朽化に伴いまして維持補修費が年々増加傾向にありまして、通常の補修費に不足が生ずるという状況になっておりますので、今回補正をさせていただくものでございます。

17節の公有財産購入費958万1,000円の増額補正でございますが、これは、中央第二保育所用地504平米を19年度末に土地開発基金によりまして取得をさせていただきましたので、基金への繰り出しということでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、庶務課の関係する予算につきまして補足説明を申し上げます。

補正予算書14ページをお開きいただきたいと思います。

10款2項1目学校管理費の説明欄1番、小学校施設改修事業630万円の追加は、共和小学校屋内運動場の屋根改修工事費、説明欄2番、中央小学校改築事業731万4,000円の追加は、第二次耐震診断の実施に伴う委託料等でございます。説明欄3番、矢指小学校改築事業774万1,000円の追加は、用地購入に伴う物件調査及び第二次耐震診断実施に伴う委託料等でございます。

次に、3項1目学校管理費の説明欄1番、中学校施設改修事業1,300万円の追加は、第一中学校特別教室棟屋根改修工事費1,157万1,000円と飯岡中学校の消火設備補修工事費161万7,000円、説明欄2番、第二中学校改築事業1,622万円の追加は、用地購入に伴う物件費補償でございます。

なお、歳入7ページの教育費国庫補助金2,568万9,000円の追加は、第二中学校改築事業に係る安全・安心な学校づくり交付金の交付決定に伴う増額補正でございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 担当課の説明は終わりました。

議案第10号中の所管事項について、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） ご苦労さまです。

それでは質疑をさせていただきます。

まず、11ページですが、民生費の関係でご説明をいただきました次世代の育成支援行動計画策定事業、平成22年度からの取り組みということで、アンケートをするための基礎調査と

いうことの説明がありましたが、これはどういったアンケートをお考えでいるのかということと、基礎調査というのはどういうことをされるのか、この点もう少し詳しくお願いをいたしたいと思います。

それから、同じ欄の2児童扶養手当給付事業、これについては年度末不足分の見込みということでございましたけれども、当初見込んでいたものが不足されるということですが、内容的にその給付の事業ということがどう変化をしてきたのか、この辺のところについてご説明をいただきたいと思います。

それから、保育所の運営費の関係ですが、維持補修費の関係で180万円、予算が補正をされました。当初、維持補修費ということはそんなに見込んでいなかったような感じがいたしますが、今老朽化の状態があるということを考えた場合には、年度当初においてある程度予算組みができてることが望ましいと思うわけですが、途中でこういうふうに出てきたということは、その辺のところの精査ということについて年度当初に行っていたのかどうか、突然にこういったことが起きたのかどうか。また今後あるとすれば、当然1年間の状況を見ながら当初で組むということが必然的になると思いますけれども、その辺は、この180万円ということの維持補修費については、どこをどのようにするかどうかということも含めて、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

それから、公有財産購入費でございますけれども、これについてはおおよそ聞いておりますけれども、どこをどうするのかというのが目で見て分かるようなことが必要かと思っておりますけれども、第二保育所のどの位置、駐車場の用地ということで、これは6月定例会のときにもご説明があったと思っておりますけれども、では場所はどこなんですかと。その504平米の所はどこを購入するのかということをやはりお示しいただければありがたいと思います。

それから、学校管理費の関係ですが、大きく分けて今回は小学校、中学校も施設改修事業ということで、それぞれ必要な改修工事を行うわけですが、その中で特に第二次診断ということで、これは本会議でもいろいろ質疑がありましたが、この辺、第二次診断をしなくても本来はよいものか、それとも第二次診断を今回するという事でその辺のリスクというのがあると思うんですが、その辺についてもう一度お答えをいただければありがたいと思います。これは小学校2校ですよ。それから中学校もそうだと思いますけれども、その辺のところもお願ひしたいと思います。

それから、第二中学校の補償補てん及び賠償金ということで、これは用地の関係ですが、これもやはり、今現在こうだけれどもこのぐらい広がりますよということで、どこの場所が

どうなのか。やはりお示しをいただいたほうがはっきり分かるものですから、その辺をぜひこの機会にお示しを内容的にいただきたいというふうに思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは順にご説明を申し上げます。

まず、次世代育成の関係の基礎調査のご質問でございますけれども、21年度をもちまして前期の計画が終了いたします。前期5年計画です。それで、22年度から後期の5年計画が始まるわけでございますけれども、そのニーズ調査ということで、アンケートの内容につきましては、まだこういうふうにするんだという具体的なものまでは詰めてございませんが、アンケートそのものは、小学校の就学前の児童に対しまして900件、それから小学校の低学年児童に対しまして600件、合計1,500件の調査数でアンケートを実施するものでございます。

それで、私どもが考えておりますのは、当然前期の計画を踏まえた中で保護者の皆様からいろいろなご要望等をちょうだいするということと、それからもう一つは、その前期の計画の中でまだまだ足りない部分と申しましょうか不足している部分、それらにつきまして具体的にアンケートの中で拾い上げるための調査をしていこうということで、それを報告書として今年度中にまとめ上げ、来年素案に結び付けるという、そういう内容でございます。

それから、児童扶養手当の関係でございますが、これは増額補正にさせていただいておりますが、昨年度と比べまして、年度当初の見込数より支給される件数が増加傾向にございます。当初の見込みよりもそれを上回って増加する、そういう支給内容になっておりますので、その上半期の支給の件数を基に年度末の見込みをさせていただきました。ちなみに申し上げますと、この支給件数も、全部支給と一部支給を合わせまして約2,250件ほど支給させていただいているんですが、この件数の増加が要因ということでございます。当初、そこまではちょっと私どもの見込みも定かではございませんでしたものですから、こういう形になっております。

それから、保育所の維持補修費の部分でございますが、550万円ほど15の保育所の通常の施設の維持補修ということで当初予算を組んでございますが、前半を終えてみまして、正直、浄化槽が老朽化してFRPが押しつぶされて駄目になってしまったとか、そういう大きな維持補修が生じてきたということもございまして、通常ベースの維持補修費を先入れするような形で、そういう応急的な工事等にも当たりましたものですから、その分が通常の維持補修

費から不足している状況にございましたので、今回補正をさせていただくものでございます。

それから、公有財産の購入費ということでございますが、これは第二保育所の隣り合わせ、すぐ北側の、地目上は畑ということでございますが、そこを駐車場用地ということで購入させていただきました。すぐ隣接しておりまして、504平米を購入させていただきました。その地番は、旭市ニ2397－1というそういう地番でございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、二次診断の意義とそのリスク等についてのご質問にまずお答えを申し上げます。

本会議でもご質疑をちょうだいしましてお答え申し上げましたけれども、中国の四川大地震だとか東北地方の地震だとかによりまして、特に中国では学校が崩れたとかということから、国は地震防災対策特別措置法を改正しまして、ある一定の要件を満たすものについては補助率を3分の1から2分の1に引き上げようという措置をとりました。

その一定の要件をクリアするには二次診断をしなければならないということになりまして、それによりまして、I s値、構造耐震指標でございますけれども、それが0.3を下回った場合、あるいはコンクリートの強度ですね、そういったものもある一定の数値を下回る場合に限り2分の1の補助率にしようと、そういった措置でございまして、実は両校とも一次診断は済んでおりまして、それぞれ中央小学校が0.39というI s値、矢指小学校が0.25ということになっておりますけれども、これが二次診断を実施したときに同じような数字になるかということ、これがまた違った数字になる可能性もありまして、矢指小学校の場合は0.3を下回っているんですけれども、そのまま0.3を下回った数字が出るかといいますと、これは現場で実際に今度やるわけですので、それも定かでないということもあります。けれども、その診断をしない限り有利な補助金をちょうだいできる可能性もないわけでございますので、この際、有利な補助の権利を得るための診断をしたほうがよいのではないかという判断をさせていただきまして、補正予算を組ませていただいたということでございます。

本会議でもお答え申し上げましたとおり、ある一定の数値を下回った場合は補助金が多くなりますけれども、それを下回らない場合については調査をしても無駄になるという、そのようなご指摘も確かにございますけれども、やる可能性を求めることはしたほうがいいのかという判断をさせていただきました。それが二次診断の関係でございます。

それと、第二中学校の補償にかかわる用地の取得でございますけれども、これは二中の南

側に接する、現在山林になっていますかね。そこに1,580平方メートルの用地を取得したいと。そこにある樹木だとか、実は当初そこは避けたいと思っていたんですけれども、所有者のご要望もありまして、その2棟家がある、3棟ありますけれども、それも併せて取得させていただくとやや格好いい形になるといったこともございまして、当初予定していた樹木補償に加えて建物3棟分の補償もして計算しますと、不足する金額1,622万円ということで今回お願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） それでは再質問させていただきます。

まず、1点目の次世代育成支援行動計画策定事業ですが、間もなくその前期が終わるということの説明があったわけですが、その中でこれからアンケートをとっていこうということですが、担当レベルとして、計画したけれどもここがちょっと不足していたとか、実行したけれどもさらに組み込む必要があるとかということについては、行政としてあらかじめこれは分かるわけですね。どういう検証をしてどういう評価をしたのかどうか、それについてさらに取り組む必要があるかどうかということがまず一つです。

それから、アンケートというのはどういうニーズがあるかということですから、これを参考にしようということのための今回は措置だと思いますけれども、そういう二面性が行動についてはあると思います。そういった意味で、今ご説明がありましたけれども、行政として現在進行形の、間もなく終わるその計画がどうであったかということを検証しながら評価をしなければいけないわけですが、その点はどのように今現在把握されておりますでしょうか、また今後やる必要があるでしょうかというのが一つです。

それから、アンケートというのはあくまでも参考ですから、それをうのみにするかしないかということについては行政の判断でございますので、1,500件のその抽出されたものが生かされなければどうしようもないということですから、アンケートの調査の方法も、引き出すことについてはいろいろなことができるわけです。まずい方向をとるのか、よくしていくためのことをとるのかどうかということについては、その設問によってはだいぶ変わってまいります。そういった検討も必要ですので、二面性を持った状況の中で今現在やらなければいけないというふうに考えるわけですが、その点は今現在どういうふうにお考えか、さらにお伺いをいたしたいと思います。

それから、児童扶養手当の給付関係については、人数が増加したということは分かるんで

すが、傾向として近い将来も含めて、当初見込んだよりも増えるということは、現在どういう状況なのかどうかということは、今ちょうど1年のうち半分たっておりますけれども、これから来年度のヒアリング等もあるわけですから、年度当初にはっきり組まなくちゃいけないということを考えたときに、今、決算時期を迎えていて大変な、一番いい時期ですから、そういった点で、補正を組んだ状況の中でその辺についてはどのように判断しているか、さらにお伺いをいたしたいと思います。

それから、公有財産の購入の関係ですが、地番を言われても分からないものですから、お示しができるとすれば、今現在第二保育所についてはこうなんだけれども、はっきりこの部分が市の土地になりますよということが分かればという質疑をさせてもらいましたので、それがお示しいただけるとすれば出していただきたいという質疑をさせてもらいました。出せるとすればぜひ出していただければということでよろしくお願ひしたいと思います。

それから、学校のございますけれども、リスクが伴うということで、これはどちらがメリットがあるかということになりますので、これも慎重に構える必要があると思います。一次診断ではっきり、一応現時点では分かっていますよね。0.3がどうなのかということを今ご説明いただきましたけれども、なおかつそれをしたほうが結果的に分かっている経費上はプラスになりますよという判断があつてやるのであればいいんですが、結果的に駄目だったというリスクについては、これはやむを得ないという結果になったときも、それを何とかどこかで埋めなくちゃいけないということも考えられたほうがいいと思うんですけれども、それについては、0.3については上回っていますけれども、片一方はもう分かっているという、総合的には今の考えはどういう状況でしょうか。経費として考えたときに、やったほうがやっぱりいいと思っていますよということについて、その辺の判断についてはどうなのか。それだけで結構ですので、お示しをいただきたいと思います。

それから、やはり土地の関係ですけれども、今、二中が狹隘ということで、これは長年の懸案ですよ、校庭が増えるということは。今3棟の建物についてもご了解いただく、それから森林についてもオーケーだ。では、どのような状況なのかということがお示しいただければお示しをいただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それではご答弁申し上げます。

まず、アンケートでございますけれども、我々行政のほうで今まで前期の計画で動いてきた中で、まだまだこういう部分は次期計画にきちっと問題を提起した中でやらなければならないなということで考えておりますのは、まず保育の関係では、一時保育的な保護者の皆さんからのもろもろのご要望、そういう中で、公立保育所におきまして保育サービスをいかに充実したものにしていけるかということと、それから近年、これは障害者のほうの関係でこちらの計画とも関連してきますけれども、保育所でもそういう障害を持ったお子さん等に十分対応できるような、そういう受け入れ態勢というものも、もっと広げていかななくてはいけないなということもございますし、また最近で多いのは、社会福祉課のほうの児童班で受け持っております子どもたちのもろもろの相談、それからこれは保護者からの問題もあるんですが、いわゆる虐待ばかりではございませんけれども、そういう養育に関しますもろもろの相談等、そういう部分もきちっと対応をしていかなければならないというようなこともございまして、次期計画の中でもそういう部分はきちっと踏まえた形で考えたいということでございます。

それで、委員おっしゃられますように、アンケートそのものはその数字をどう使うか、またそのアンケートの項目を、どういうことを狙いとしてそれを聞くのかということに関しましては、本当に聞き方によっては全くその意味をなさないような、そういう状況にもなってしまうということも十分踏まえまして、それらの内容につきましてきちっと詰めて調査をさせていただく、そういう予定でございますし、そのデータにつきましても、さまざまな設問等とクロスさせながら、問題点という部分をきちっと洗い出せるように報告をまとめ上げるということを念頭に置いて進めたいと思います。

それから、児童扶養手当の関係でございますけれども、これは私どものほうとしまして財政等のヒアリングの中で、その実績を踏まえた中でこの数字でいいのかどうなのかという部分につきましては、新年度予算のヒアリングの中では、当初の中で年度の見込みがそんなに狂うことのないようにヒアリングをしていきたいと思います。

それから、公有財産の場所でございますが、これは具体的に図面でお示しをしたほうがよろしいでしょうか、それとも口頭の説明でよろしいでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 神子委員、どうぞ。

○委員（神子 功） 口頭で分からないので図面でということを申し上げておりますので、これは後段の教育関係もそうですけれども、そういったのを見せていただくと安心ですね。そういった意味で図面で、差し支えなければですよ、差し支えがあったらまずいですが

も、公に購入されているわけですから、どこがどうなるかということは変化なものですから、ぜひ知りたいということの内容です。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 了解しました。

教育委員会のほうはまだこれからということの中でございますけれども、保育所のほうにつきましては、もう3月に取得をさせていただいておりますので、図面の中でそれらをきちんと分かるようにお示ししたものを後ほど配布させていただきたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 二次診断でございますけれども、実は一次診断と二次診断が比例をしていけばいいんですけれども、必ずしもそうではなくて、一次で駄目だったから二次でも駄目かということとそうでもないし、一次でよかったから二次もいいかということとそうでもないということがございまして、今まで耐震をやっている学校なんかを見ると、必ずしも一次、二次が比例して数値が動くという、そういったこともございません。

一次が0.3を下回っていたから二次でも下回るだろうという予想は実はしていないということもございますけれども、であっても、二次診断をしないと大きな補助金をもらえるチャンスがないということがございます。3分の1と2分の1の差ですから17%程度の差があるんですけれども、そうすると、補助基準が1平米約15万円ぐらいですから、17%というとなん万四・五千円になるんですかね、1平方メートル当たり。それが1,000平方メートルあると2,500万円からの差になってくるということで、中央小学校も1,800平方メートル程度、矢指小が3,500平方メートル程度を予想しておりますので、そうすると中央小でも約5,000万円近く補助金の差が出るということがございます。

この二次診断をしなければ補助金がないかということ、その3分の1は従来どおりあるということとございますけれども、その17%の差について、少しでも可能性があればやっておいただろうかという、その辺のリスクについては、後でカバーできるものはどこにもないわけとございまして、一般財源で支出する以外にありませんので、ちょっとかけということではないんですけれども、やってみる、0.3を下回れば結構な補助金の差になるのかなということもございまして、この際やってみようかということにこちらではしまして、お願いをしているということとございます。

それと、例の二中の用地につきまして、実は契約がまだ済んでおりませんで、具体的な測量とかの図面はありますけれども、全体から見た図面、動態図等から見たほうが分かりやす

いかかもしれませんので、そういった程度のものであればこれはお示しできると思いますけれども、ちょっと細かい数字が入ったものは、これから契約ということもございますので差し控えさせていただいて、大ざっぱな図面があれば、それでもって対応させていただければと考えております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 敷地のほうについては分かりました。

中学校関係については概略で結構ですから、どこがどうなるか。そうすると、目で見ただけでははっきりしますので、委員の皆さんもはっきり分かると思いますので、それはお願いしたいと思います。

それから、保育関係についても、もう現在運用しているでしょうから、いわゆる市の財産になったわけですから、どこがどうなったかということについてもお示しをいただきたいと思います。

それで、次世代育成支援行動計画策定につきましては、今課長がおっしゃるとおりだと思います。そういった意味で、物事をやる場合にはやっぱり入り口があって出口ですから、そういったことを精査していただいて、今後そういう事業に反映できるようなことが一番いいと思いますから、ぜひお願いしたいと思います。

さらに、この委託料については、ただ丸投げということがやっぱり一番いけないというふうに思いましたので、前段でそういう話をさせてもらいました。やはり行政としてこういったことをやるんですよという明確な内容を指示して、それで効果が出るような委託をしなければ、その費用対効果ということを考えたときには意味がなくなりますので、そういった意味で、アンケートにしてもこういったことを作るんでということをはっきり申し上げて、成果品がうまくできるよにということがあったものですから質疑をさせていただいたわけです。そういった意味で、これは委託する場合にはどこに委託されるのでしょうか。それだけお伺いをいたします。

それから、児童扶養手当につきましては、次年度に向けてヒアリング等について詰めたいということですから、ぜひそういうふうにしていただきたいと思います。

それから、保育所の運営費の中で、550万円の当初の予算組みが今回180万円補正をされたという、これについては、冒頭申し上げましたように全体的に老朽化しているという干渉を入れて15ですよ、今現在14、これは公立でやっていますけれども、しかし15の施設ですか

ら、老朽化が激しいということであればその中で類似しているものはないか。要は、今回浄化槽については、あらかじめやられるというお話もいただきましたけれども、1回全部回っていただいて、同じような状況がないかどうかということも含めて予算組みされたほうがいいと思うんですね。ですから、ただこうだろうということでも予算組みをするよりも、同じような状況があった場合には、さらにそういった壊れることもあるということの検討の中で予算組みしていただくと、通年型の予算組みになると思いますので、そういった配慮をしていただければ、さらに予算がしっかりしたものになると思いますので、今、年度の途中ですから、そういったことも併せて維持補修に取り組んでいただければと思います。

お願いをいたしましたけれども、ご回答があればお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、アンケートにつきましても、それから運営費につきましても、事前に十分それらを確認すべきものは確認し、当初予算の中で極力その漏れがないような、それからアンケートにつきましてもそういうことで、実際のところ、きちっと計画にそれが結び付けられるような内容にまとめ上げたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、委託先でございますけれども、これらにつきましては、今後予算が通りましてから具体的に委託業者の選定をさせていただくということでございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員、よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 14ページの委託料のところなんですけれども、耐震診断調査委託料、これは今説明を聞いていたら、基準を下回ったら無駄になるんじゃないかというようなお話があるというような説明でしたが、そこら辺、無駄になるというようなそういう話があるということは、この建物は建ててから何年経過したものなのか、やっぱり説明で無駄があるというような説明がありますともうちょっと掘り下げて聞かないと、何か疑心暗鬼に思ったものでお尋ねしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） ちょっといつの建設かというのを調べますので。

○委員長(柴田徹也) 庶務課長。

○庶務課長(浪川敏夫) 中央小が昭和33年と34年でございます。矢指小が34、35、36年の3か年でございます。

以上でございます。

○委員長(柴田徹也) 向後委員。

○委員(向後悦世) 何か建物も昭和30年代ということで、だいぶ老朽化していきまして、やっぱり耐震診断をしても基準を下回るんじゃないかなというようなそういう説明でしたが、そうすると耐震診断調査委託料が無駄になるんじゃないかというような感じも持ちますが、いかがなものでしょうか。

○委員長(柴田徹也) 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長(浪川敏夫) お答え申し上げます。

まさしくご指摘のとおりでございますけれども、耐震診断を一次はやってあって、先ほど神子委員にもお答え申し上げましたけれども、その数字は持っているんですけれども、それと耐力度調査をやって、いわゆる改築した場合の3分の1の補助金はちょうどできるということになっていきますけれども、さらに今回二次診断をした結果、Is値、構造耐震指標が0.3を下回るものについて2分の1の補助金にしようと、そういったことでございます。

その二次診断をしないといわゆるスタートラインに立てないということがございまして、一次診断の結果でいいよということであれば十分それで矢指小は対応してくれる、中央小は駄目だということになるんですけれども、その数字どおりに二次診断が比例するのかということでもないという現在までの状況もありますので、この際、1平方メートル当たり2万5,000円程度のいわゆるかさ上げの部分の補助金をちょうどいするため、ここにある予算を駄目にしてでも、その機会、そのチャンスは、スタートラインには立とうという思いが我々の思いでございます。

これが全部例えば0.3を下回って2分の1の補助金がちょうどできるとすれば、5,000平方メートルを超えるぐらいの面積になりますから、相当な、1億2,500万円程度の上乗せの補助といいますかね、両方ともそうなればそのぐらいの差が出る。そうでなければ、二つ合わせた額が無駄になるといいますか、そういったことにもなりかねないという、そういったことでございまして、私のほうは、その大きい数字を先ほど申し上げましたけれども、そういったものをとらえるチャンスにかけてみようということをお願いしているところでござい

ます。そういったことでよろしくお願いします。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 耐震診断をするには、平米数とか診断の調査費、委託料、基本の根拠は平米幾らくらいとか何か決まりがあるのでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 先ほど建築年を申し上げましたけれども、中央小学校が2か年、矢指小が3か年というようにそれぞれのスパンがありまして、面積からいくと中央小学校のほうが少ないんですけれども、スパンが三つになっておりまして、そちらのほうをそれぞれ調査してもらうということで、極端に言えば三つの調査を中央小はやらなければならない。矢指小は3年かかっているんですけれども、一緒の棟になっておりまして、一つの調査でいいのかなということで予想させていただきまして、ちょっと中央小のほうが手間がかかる調査になるだろうということで、平米単価に直すと中央小が4,400円程度、矢指小が2,600円程度ですかね。今までの二次診断の状況を見ましても相当の差が、300万円程度でできているものもあれば1,000万円近くかかっているところもあるという状況から見て、この程度の数字を見積もりさせていただいたと、そういうことでございます。

○委員長（柴田徹也） よろしいですね。

ほかに質疑はありませんか。

林委員。

○委員（林 一雄） それでは、14ページの矢指小学校の委託料について、物件調査委託料なんですけれども、金額は小さいですけれども78万7,000円、これについて、どんな物件でこの場所の調査委託料なのか、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

それと、先ほどの神子委員と重複するかもしれませんが、第二中学校の改築事業の用地取得の件なんですけれども、今、東側にテニスコートが4面ございます。もしあそこを取得した場合に、あのテニスコートとそれから屋内運動場も壊す、北側の校舎も壊すとなりますと、運動場としてトラックをどの向きにどう使うのか。それに併用して野球の練習場、例えばトラックと重なると思うんですけれども、その場合に、もし造るとしたらバックネットはどちら方面に造るのか。もし分かれば、先ほど庶務課長から動態地図のような図面なら提出できるよということでありましたけれども、私は違う方面から質疑をさせていただきますので、よろしくお願いします。

○委員長（柴田徹也） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） まず、矢指小学校の物件調査費でございますけれども、矢指小学校も来年度、再来年度改築を予定しておりまして、実は用地の学校敷地の北側に隣接する田んぼとハウスの敷地になっている土地がございますけれども、そこを購入させていただいて校地として利用したいということで、これは予算をお願いしてあるところでございます。

お二方おいでになりまして、お二方ともカセさんなんですけれども、二筆ありまして、一筆が1,020平方メートル、もう一筆が4,540平方メートルでございます。この4,540平方メートルのほうは水田になっておりますけれども、先ほど申し上げました1,020平方メートルの土地についてはハウスが建設されておりまして、このハウスを移転していただくか壊して新たなものを建ててもらおうと、そういったことが必要になります。したがって、そのハウスの補償をするに当たりましてその価値といえますか、補償額について調査をしていただく。そういったことを考えて今回は補正をさせていただくということでございます。

それと、第二中学校の関係でございますけれども、現在、体育館、屋内運動場、古いほうがあるほう、校舎もありますけれども、そちら部分について今度、運動場といえますか屋外運動場になるわけございまして、まず陸上の練習場といえますか運動場というものを、市役所から下がった道路の側に南北にトラックをとるといって、陸上の運動場はそういった格好。それと野球場は、今度できる校舎といえますか、北西のほうにバックネットを造って東南のほうに打つ方向といえますか、そういった方向を向いたグラウンドを予定しています。それと、その南側にテニスコートを、今のところ、今回土地がうまく購入できれば、場合によっては4面そのままできるかなということもございますけれども、野球場と陸上競技と重なる部分もあったりして、うまく4面とればいいですけれども、場合によっては3面になる可能性もあるということで現在は考えております。

ですから、現在ある校舎のほう側がすべて屋外の運動場になると、そういった考え方で、校舎は西側へ行って、正門も西側のほうへ造るということを予想しております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 林委員。

○委員（林 一雄） 矢指小学校の物件調査の件なんですけれども、北側の用地を取得して校庭を広くするということでございますけれども、その購入した所は、今の考えでは校庭として使うのか、また校舎を建てるのに利用するのか、その点伺いをします。

それと、第二中学校のほうですけれども、今テニスコートが4面なんですけれども、今テニスをやる部活の生徒がすごく多くて、1年生がコートでなかなか練習ができないのが現状らしいんです。テニスの場合には大勢の方が1面でできるわけではないんです。限られておりますので、その点もあろうかと思えますけれども、ぜひ減らさないで、もしできることならば、スペースの問題もありますけれども、テニスコートを増やしていただけたらと思って質問したわけで、また新しく正式な図面ができたなら、議員のほうにもいち早く示していただけたらと思います。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

矢指小学校でございますけれども、北側の田んぼを購入させていただいたときにどのようなのかというご質問だと思いますけれども、実は、田んぼがないとすれば現在の校舎を壊してそこに建てたいという考えでしたけれども、そうすると仮設の校舎が必要になるということがございます。それにも相当な経費がかかるということで、たまたまその北側に約5反5畝ぐらいあるんですかね、土地があって、地主の皆さんも当初はいろいろ難色があったんですけれども、最後は快くいいよというようなお話でございますので、ぜひともそこを購入させていただいて、そこへ校舎を建てたい。校舎ができた後にそちらへ児童の皆さんに行っていていただいて、今あるものを壊すと、そういったやり方になると思います。そういったことを予定しております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 林委員。

○委員（林 一雄） となりますと、第二次耐震診断の結果は改築という、もう見込みで建てるとのことと私は理解します。それでよろしいでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 矢指小学校につきましては、中央小もそうなんですけれども、二次診断の結果にかかわらず改築は、来年度、再来年度で予定をさせていただいております。したがって、どちらも改築ということはそのままやっていきたいという、市の基本構想で定める基本計画にのっとりてやりたいと考えております。ただ、補助金が2分の1のものになる

のか3分の1になるのかを先ほど来ご審議していただいているところでございますけれども、改築そのものはしていきたい、そんなところでございます。

以上でございます。

(「分かりました」の声あり)

○委員長(柴田徹也) ほかに質疑はありませんか。

伊藤委員。

○委員(伊藤 保) 先ほど一次診断、二次診断と出ていますけれども、この一次診断と二次診断の違いですね。この辺のところをちょっと説明願えればありがたいんですけども。基準の違いですね。矢指小学校が0.25、中央小学校が0.39というふうになっています。これは一次診断でも同じなんでしょうか。それとも二次診断でも同じなんでしょうかということをお聞きしたいんですけども。

○委員長(柴田徹也) 伊藤委員の質疑に対し答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長(浪川敏夫) お答え申し上げます。

その診断の仕方が、一次診断はいわゆる設計図、図面を中心に、現場も行きますけれども、中心は図面だとかその部材だとかを中心に、書類からやるものが主なものだと思います。二次診断は、実際に現場に行ってコンクリをとってきたりだとか、その材料を目で見てどうなのかとか、そういった現場を中心にした診断をする。したがって、一次診断と二次診断との差が出るというのが今まで市でやってきた診断の状況でございまして、一次診断が悪かったから二次も悪いかというと、そうでもない場合もあるし、その逆もあります。

したがって、一次診断の結果、先ほど申し上げましたけれども、すんなりその状況でいくということもないということで、先ほど来そのリスクについてご指摘をいただいているところでございまして、私どもも、必ずこうなりますよとかということが言えないのがちょっと歯がゆいところではございます。

以上でございます。

(「分かりました。以上です」の声あり)

○委員長(柴田徹也) ほかに質疑はありませんか。

(発言する人なし)

○委員長(柴田徹也) 特にないようですので、議案第10号中の所管事項の質疑を終わります。

議案の審査は途中でありますが、ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前 1 1 時 8 分

再開 午前 1 1 時 2 4 分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 先ほど向後委員の質疑の中で、私の回答で不適當な言葉がございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

先ほどいわゆる二次診断の件で、その診断にかけてみたいということを申し上げましたけれども、それはあまり適當な言葉でございませんので、その辺で、有利な補助金を目指して努力をしたいと、そういったことに訂正をさせていただければと考えております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 分かりました。そのようにしたいと思います。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、先ほどの保育所の財産購入の関係でございますが、ただいまお手元に図面を配布させていただきまして、第二保育所の位置につきましてはこの住宅地図の写しのとおりでございます。そして、2枚目の図面でございますけれども、保育所の建物にすぐ隣接する北側になりますが、ここの畑を504平米取得させていただきまして、現在、駐車場に利用しております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、もう1枚、第二中学校の図面が委員の皆様のところにあると思いますけれども、先ほど神子委員でしたか、質問の用地の部分でございます。

この斜線を引いてある所が今回用地のお願いをしてある所でございます。図面を見まして右側がテニスコートが現在ある所で、左側のほうへいきますと屋内運動場ができた所でございます。部室がある所の一角に、現在は森になっておりまして、その部分を購入させていただいて格好のいい敷地になればということで現在お願いしているところでございます。

部分的にはこの部分でございます。これが1,580平方メートルという面積でございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 続いて、議案第13号について、社会福祉課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、議案第13号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということで、補足して説明を申し上げます。

本条例の一部改正でございますが、これは、本会議でも申し上げましたけれども、千葉県の実施要領が一部改正されることに伴って改正をするものでございます。

初めに、一部改正の総括的なご説明を申し上げます。

お手元に新旧対照表が配布されていると思いますので、その新旧対照表の2ページをまずご覧いただきたいと思います。

本一部改正につきましては、一部改正とは言いますものの、全部改正のように多くの条文を改正してございます。これは、県がこの事業の助成を始める前に、県の制度化をする以前に旭市におきましては、ひとり親家庭の医療費に対します助成ということで、県に先駆けまして事業を進めておりました。市の条例そのものにつきましては、後追いでございます県の実施要領の内容をすべて網羅できるように、県の実施要領が改正になるたびに一部改正をしながら対応をしてまいりました。

したがいまして、事業内容そのものは県と同じなんです、条文の組み立てそのものにつきましては後発であります県の実施要領とは違ってきておりまして、県の実施要領が一部改正されるたびに市の条例改正で正直頭を悩ませていた、そういう状況にございます。このたび、県のその実施要領の一部改正に合わせて、県の要領に沿って条文の構成をさせていただくために複雑な形で一部改正という、そういう形になっております。

また、改正前の条例は全部で7条構成ということでございましたが、改正案につきましては10条構成になっております。これは、よりその条例の内容を理解しやすいように明確な表現としていくために、第2条に定義を、それから第7条には届け出の義務を、そして第8条には譲渡または担保の禁止を新たに設けさせていただいたことによるものでございます。

次に、県の実施要領の一部改正によりまして、支給内容等、市の条例の一部改正が必要とされる部分が2点ございまして、その2点をご説明申し上げます。

まず第1点目といたしましては、第3条第2項第3号、新旧対照表ですと5ページの3行目でございますが、障害児施設等へ利用計画によって入所している児童も今回の一部改正に

よりまして対象者とする旨、対象者の拡大を図るために改正させていただきます。児童施設の場合には措置入所というのが多いわけでございますけれども、中にはその契約によって入所をするという児童もございますので、そういう児童に対しまして対象者に含めるということでございます。

そして2点目でございますが、第5条第1項第5号、6ページの下から7行目の第5号でございます。他の制度との均衡を図っていくために、入院の際に生じております食事療養費、それから生活療養費、これらは今回の一部改正によりまして助成対象外とさせていただきます。そして、今まで求めておりました1日300円という入院費用の自己負担につきましては、今回廃止をさせていただくものでございます。

改正となる部分につきましては以上2点でございます。

実施の時期につきましては、平成20年10月1日診療分からを対象とするものでございます。以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課の説明は終わりました。

議案第13号について、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） それではご質疑申し上げます。

改正案については、従来旭市が先立って取り組んできたものが、県の都合によってと言ったらおかしいんですが、県によって旭市も見直さなくちゃいけなくなってきたということで、重立ったものは二つあるというご説明をいただきました。旧旭市におきましては以前に同じようなケースがありまして、県でなかったものが、旭市の単独事業として福祉関係でやってきたものが県のほうに受け止められて県の事業になったものが、旭市で単独でやってきたものが、サービス向上というよりも逆に減ってきたと、サービスが低下してきたというケースが以前にありました。これは悪いことですよね。単独でできてきたものが、県の全体に波及をもたらす事業によって市の取り組みが停滞してきたという、そういったケースが以前にあったように記憶しております。

そういった観点からお伺いいたしますが、今回13号として議案に出しておりますこの内容が、今課長からご説明があったように、旭市単独で取り組んできたことが今度は県にそれが移行したと、それによって不都合があるというふうにお話をいただきましたけれども、そういった点が実際問題、改正によって出てくるものかどうか。今、3条関係、5条関係の説明をいただきましたが、従来旭市が取り組んできた7条から成る構成が10条になってきたことによ

って、市民の皆さんがその条例を受けることによって不都合があるかないか。いわゆる利点ということと不利益の点、マイナス点ということがあれば教えていただきたい。なければないで結構でございますので、そのメリット・デメリットという観点からお伺いをいたします。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 基本的には、県の一部改正によりまして市の条例の一部改正の中で、市民の皆さんが不利益をこうむるという、大きく変わってくるというようなところはございません。今までの内容を網羅できるような形に市の条例を改正してきておりますので、その点はございません。

しかしながら、今回、今委員おっしゃられますように、市民の皆さんに負担を強いる部分ということにおきましては、2点目として申し上げましたけれども、入院中での食事の部分、それから日常生活療養の負担の部分、これらについては今回除外ということにさせていただいておりますので、1日300円でそれらの負担が云々ということを差し引きすれば、市民の皆さんにそういう部分は若干負担の増に結び付くのかなということでございますけれども、これは、先ほども申し上げましたように他の医療制度を含めまして、介護保険制度もそうですが、それらにつきましては今既に利用者の皆さんの一部負担ということで制度的に統一されておりますので、今回の条例改正によりましてそれらは他の制度との均衡を図らせていただいたという、そういうことでございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） そうしますと、基本的には不利益はないということですが、部分的にはあると。それについては担当課のほうで、このままいけばこうなるはずだけれども、導入をすることによってこれだけ額的にメリットがデメリットになってきたというような把握というか、その試算というか、そういったことはされているのでしょうか。されていれば、どの程度影響が出てくるものか。一部負担の原則ということで統一されてきたということは分かりますけれども、条例が変わるわけですから、これだけメリットが少なくなるということについて、試算があればお願いしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） ただいまのご質問に対しましてご答弁申し上げます。

この部分につきまして、実際に積み上げて試算をしてはございません。しかしながら、感覚的に申し上げて大変失礼なんです、そんなに差は生じないんじゃないかということで我々は考えております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 10号でも申し上げましたけれども、現状から変化が伴うものについてはやはり、その現状がこうであって変えたことによってこうなりますということが分かれば、理解を示す一つのバロメーターといいますか、になると思います。ですから、今回につきましても、新旧対照表を出していただきましたけれども、7条から10条になると、これは分かりましたよね。それから、どこがということについては大きく二つ変わりますと、これも読ませていただければ分かります。

しかし、その中で変わった点というのが第5条関係ですから、それがどのぐらい影響がされてきたかということについては、直接市民の方に影響を及ぼすことと、裏を返せば行政にとって事務扱いをする方々が煩雑になってくるという、そういったことにもなりますよね。ですから、条例が変わることによってここが問題であるということについては、今度はそれをどう直すかということに変えていかなければならないようなことが行政のシステムの中であると思います。したがって、人的なことがこれによって増えるとするればどう減らしていくかということも必要ですし、市民の方に負担が増えるということであれば、それを周知させる、広報を使って今度こういったことでこうなりますよということを知らしめる必要があると思うんですね。

まして、ここは文教福祉常任委員会ですから、そのための予算の審議なものですから、どれだけ影響があるかということもやはり知ることが大事ではないかなということを思ったものですから、質疑をさせてもらいましたけれども、試算されていないということですからこれはいたし方ないことなんです、今後、条例を改正されとかあるいは現在のものがこうなりますよということであれば、やっぱり変化があるもんですから、それは当然変化については把握しながら、それをどう検証してどう評価するかということが、やはり10号と同じように必要になってくる事項ではないかなと。それによって今度事務負担が出てきたら経費がかかりますよね。それをどうするかということも検討の一つになりますし、そういった意味では、財政の効率化ということを考えたときには、やはり切り捨てられない部分ですから、行政も大変になりますので、そういった配慮をしていただければと思います。試算がなけれ

ばしようがありませんので、一応結構でございます。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 今後、こういう条例改正その他、十分ただいまのご意見を踏まえまして、私どもお示しできるような、データとしてまとめたものをこうしてご答弁の際にお示しできるようにしていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） この条例で今何人くらい該当する方はいますか。もし今分かれば、地区別にちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 景山委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 地区別にはデータとしてまとめてございませんが、全体では657の対象世帯がございまして、それを精査していった中で、実際に交付対象としているのは612世帯ということでございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに。

神子委員。

○委員（神子 功） 今、景山委員のほうから世帯数を聞かれました。要はそこなんですよ。該当が現在657世帯で交付対象が612世帯あるということですから、はっきり分かりますよね。そこが、この第5条によってどういう影響がありますかと言ったら、すぐ分かるんじゃないですか。現在継続して、前の制度をずっと引き継いだ場合には、その制度を受けられたわけですよ。今回条例改正することによってなくなっちゃうわけでしょう。なくなっちゃうとか、いわゆる一部負担の統一ということですから、該当者がそこに出てきますよね。要は300円の負担とかという、この第5条によって負担が出ると出ないとかということになった場合には、必ず影響を受ける人が出てきますよね。その辺のところについては、はっきりそういった意味では経過を見れば分かって、この条例を変えたときには、今まで受けていたけれどもこうなります、メリットがあったけれどもデメリットになるとかということは、この数値から分かりませんか。教えてください。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 一部負担金そのものの第5条の関係でございますけれども、こ

の自己負担によって該当になるかならないかというような、そういうものではございませんので、実際に該当になった、入院されている子どもの医療費が対象になったと。その中で、要は今まで1日その300円を除いた部分をお支払いしていたわけですが、それが、300円がなくなる代わりに食費の分の負担金をご自分でお支払いくださいということになるわけですし、そこによって世帯数が動くという、そういうことではございません。

したがって、実際に対象となる世帯の数の増減といえるでしょうか、そういう見込みの中でそれらがどうなっていくのかということについては、具体的にはデータとして持っていないということでございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） この旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例が、対象者、該当する方は657世帯ということで、これは間違いないですね。条例が変わろうが変わるまいがそれは変わらないですね。ただ、5条によって今まで受けてきた人が一部負担をするということについては、今までのケースから見ると当然そのケースがあったわけですから、そういった方々がこの657にいるということで、アッパーはいいですね。そういうことの判断で、横に広がることはありませんので、全部利用される人がいれば、アッパー657世帯の中に何名該当するかということになりますけれども、そういった考えでよろしいですね。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） ただいま申し上げました600という数字につきましては、通院もございまして、それから入院もございまして。ですから、この中で通院のほうが多いわけですが、入院の方についてこれによって増える世帯は、当然、今委員おっしゃられますようにございまして。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 今回の条例改正によってメリット・デメリットが発生するということですが、やっぱり今、年寄りやなんか年金が目減りだとか、国民やまた市民の皆さんは所得が目減りだとか、いろいろ厳しい状況下に置かれていますが、特にひとり親家庭というのはなおさら厳しい状況に置かれていると思いますので、このデメリットの部分、入院、食事、こういう部分が負担増にならないような条例改正はできなかったものでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） これは、極力そういう皆さんの一部負担が少なければ少ないほうがいいということは私どもも理解はしておりますが、正直、他の医療制度をはじめほかの制度におきまして、今はもう、先ほど申し上げましたようにそれらの負担金、食事の分、それから日常生活のための療養費の分、それらはどうしてもそこに入院、入所している方の負担だというふうに制度的に改まってきてしまっておりますので、私どもも、この条例のみそういう制度と違う解釈をし、そのまま改正をしないで置いておくということも、これは他の制度との均衡ということを考えますと、そうせざるを得なかったということでございます。以上でございます。

（「分かりました」の声あり）

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について、環境課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、議案第15号、旭市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正の関係で、簡単にといたしますか補足説明をさせていただきます。

ご存じのように、これは本会議でも述べましたように民法第34条の改正に伴うものです。民法第34条というのは、公益法人、社団法人、財団法人を設立するという規定がありましたんですけれども、今回これがなくなるという形です。それに伴いまして、一般法人たる公益法人、財団法人、あと公益法人等の関係の制度が今年12月1日から施行という形になりますので、それに合わせて改定をするものです。

墓地等の関係の条例改正については、新旧対照表の12ページの2項で、現行では「宗教法人又は民法第34条の規定により設立された法人」というものが、改定後には「宗教法人、公益法人又は公益財団法人」という形に改定するものでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 環境課の説明は終わりました。

議案第15号について、質疑がありましたらお願いいたします。

伊藤委員。

○委員（伊藤 保） これは民法ということなんですけれども、旭市の条例には、現行の墓地

の経営に当たっては地方自治体とそれから宗教法人等という、そういう項目があるんですけども、この宗教法人等ということに考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 伊藤委員の質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） 現行の条例等につきましては12ページに記載されているとおりです。

1号は略ですがこれは地方公共団体、2号としまして「宗教法人又は民法第34条の規定により設立された法人」で、先ほど言いましたように、「以下宗教法人等」というくくりになっております。それが今回は改正条文に、宗教法人、あと公益社団法人または公益財団法人で、一般的な呼び名といいますか通称としましては、「以下宗教法人等」という規定に変わるものでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 伊藤委員。

○委員（伊藤 保） 分かりました。この墓地の経営の部分というのは、都市計画法というのがあってその中で定められていると思ったんですけども、この民法でもやはりそういうふうな条項があったということなんで、初めて聞きます。

その都市計画法の中で、この旭市に関してですけれども、旭市の墓地というのは市営墓地がありますけれども、それは部落型の墓地ですけれども、これはひっかからないということによろしいのでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 伊藤委員の質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） 失礼しました。

部落型の墓地は市営墓地ですので、1号の中に該当します。あとはご存じのように、市内ではほかにやっているのは宗教法人のみですね。ですから、公益社団法人及び公益財団法人というのは、千葉県ではないですけれども全国には何か所かあるという形で、当然公益法人の見直しがありますので、法律が変わることによって条例等も変更したという形になります。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） この旭市墓地等の経営の許可等に関する条例の改正によりまして、墓地とかで最近ハペットとかそういう墓地の経営をする方も出てきているようですが、そういう

場合に、そういうペットの墓地なんかも一応適用、一般の墓地と同等ということによろしいでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） ペット類についてはこの規定には当てはまらないという形になります。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） ペットの墓地等もだいぶ大規模でやっているような経営主も最近出てきているようです。またペットも、この産業だけは景気の低迷やなんかにより左右されないで、なだらかな曲線ですが徐々に伸び続けているというようなお話を自分は聞いたことがありますので、またペット等の墓地は適用のほかですということですが、将来、混乱等とか何かそういう部分で、ペットの墓地から一般の墓地等で起こることがないかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） 先ほど前段で申しましたように、この関係ができるのは地方公共団体または宗教法人、あともう一つが今度変わる公益社団法人とか公益財団法人。今まで現行では民法の公益法人という形ですので、ペット等のあれはまさしく公益法人とかこういう社団法人は受けていない団体ですので、要するに一般法人、ですから基本的に公益的な優遇を受けた法人ではないという形になりますので、今の制度上からいうと、特にこの規定上のものが出るということはないと思っています。

（「どうもありがとうございました」の声あり）

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（柴田徹也） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第10号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

ここで、昼食のため1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 4分

再開 午後 1時10分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管事項の報告

○委員長（柴田徹也） 所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、パークゴルフ場の利用状況につきまして簡単にご報告申し上げます。

7月1日にオープンをしまして、7日から通常営業によりまして開始をしているところですが、7月の入場者は無料開放を含めまして2,510人、それから8月が2,266人、これは実人数でございます。1日平均に直しますと、七十数人ということで利用をいただいているところです。それから、8月末での会員数は153名、会員の登録をいただいております。平日に限っての会員利用ということでございますので、平日の利用の約6割強は会員の皆さんに利用いただいているという、そういう状況でございます。

それで、8月25日には、パークゴルフ協会の会員の皆さん108名のご協力をいただきまして、除草ボランティアをしていただきました。また、老人クラブにおきましても、老人クラブの中にパークゴルフ部というそういう組織を新たに設けていただいておりますので、日を追うごとに市民の皆さんから気軽に楽しんでいただけるスポーツ施設という、そういう定着がなされてきております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、庶務課から第二中学校の改築事業についてご報告申し上げます。

第二中学校の校舎の建設工事でございますけれども、10月の完成に向け順調に進んでおり、現在60%程度の進捗率となっております。また、既存の特別教室棟との連絡通路工事につきましては、階段室の基礎工事を終了しており、旧校舎の解体後本格的な工事に着手することとしております。

続いて、旧校舎等の解体及び植栽工事は新校舎の完成を待って着手し、来年3月の完成を目指しております。なお、用地の取得につきましては、本議会においてご審議をお願いしてあります補償費の予算補正の議決をいただいた後、直ちに契約をしたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） 学校教育課より1点ご報告を申し上げます。

去る7、8月に行われました夏期の大会におきまして市内の小・中学校児童・生徒が活躍をしました。その中で、全国大会等において特に優れた顕著な成績をおさめた者につきまして、二つにつきましてご報告をさせていただきます。

まず一つ目は、中央小学校6年の飯島果穂さんです。飯島さんは、千葉県大会で1位となり、去る8月30日に行われました第24回全国小学校陸上競技交流大会6年女子100メートルにおきまして、13秒14の記録で見事全国1位となりました。

二つ目は、第一中学校女子卓球部です。第一中学校女子卓球部は、千葉県大会で団体優勝し、関東大会を経て、8月22、23日に行われました第39回全国中学校卓球大会女子団体の部に出場し、予選リーグにおいて2勝し、見事決勝リーグ進出を果たしました。

以上、ご報告申し上げます。

○委員長（柴田徹也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） それでは、生涯学習課から、県立海上キャンプ場につきましてご報告申し上げます。このことにつきましては日下議員より一般質問もありましたが、経過等についてご報告いたします。

この県立海上キャンプ場の譲渡については、旧海上町時代から県よりたびたび要請があったものでありますが、現在、県は指定管理者により、県森林組合連合会と塚原緑地研究所の共同体でございますが、そこに管理委託を行っております。この指定管理の期間が来年3月に切れること、それから起債の償還が終了することから、本年4月25日に県の担当課であります県環境生活部県民生活課長が来庁いたしまして、正式に旭市へ無償譲渡したい旨の要望があったものです。

これを受けまして、市は、庁内の検討会議を設けまして、施設の利用状況や今後維持管理する上での施設の現状、また維持管理費などの検討を重ねた結果、市内の子ども会やガールスカウト、ボーイスカウトなどの青少年の育成団体あるいは小学校などの市内利用者もかなりいること、それから交流事業にも利用されていること、また施設も十分使える状況にありまして、修繕の必要のある箇所は県において直してくれるとのことであることから、譲渡については受ける方向で進めているところであります。

今後のスケジュールとしまして、今言いました修繕については県が行うということになっ

ております。昨日からだったと思いますが、県議会の9月定例議会でその補正予算を組み、本年度中に実施することとなっております。その県議会後に県では、県の財産処分委員会で審議後、予定では12月定例議会において条例の廃止を行う予定であるということです。それを受けまして、市では、市のキャンプ場として設置管理条例等を制定することになります。その後に県と市で移譲に伴う契約書を取り交わし、施設の引き渡しとなる予定でございます。以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、環境課のほうから東総衛生組合のし尿処理施設の更新計画についてご報告申し上げます。

この報告関係については、市長のほうから政務報告で述べていただいております。現在、国・県・市、あと組合と基本計画等の協議が調い、環境省ではそれを受けて現在財務省と内示等の話を進めていると。近々、本年度の循環型交付金の内示がある予定だと伺っております。きょう確認したら来ていないという話です。

それに基づきまして衛生組合では、本年度事業として生活環境影響調査、これは前期分ですけれども、施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響等を調査、予測、分析等を行い、生活環境に配慮した対策を検討するための調査、それから基本設計の作成、これは汚泥再生処理センターの基本設計の作成に入ると。土木、建築及び機械設備における基本設計を行う。それから三つ目が測量・地質調査。これは現地、現場所で新しい施設を建てるという形を考えていることから、候補地の隣地の測量・地質調査を行うと。これが20年度の今考えている事業という形です。

次に21年度は、これが済みましたら後期分の生活環境影響調査、これは環境アセスメントですけれども、夏場の季節をとらえてやると。あと発注、作成資料等の業務委託とかを行い、21年度の後期に、すべて完了した段階ですけれども、建設工事に着工という形で、建設としては21、22年の2か年で新しい施設を建てる予定ということで今考えております。

構成市の負担金の関係ですけれども、現在、衛生組合では基金積み立てをしておりまして、今現在の積立額が3億1,400万円ほどという形ですので、まずそちらのほうで対応してという話でございました。それがどうしても足りない場合は、市町村のほうにお願いしたいけれども、まずそちらのほうという形で、当該20年度についてはこちらのほうの資金、あと国の交付金等を使って事業を行うという形で考えております。先ほども言いましたけれども、建設については2か年事業で21、22年の2か年で建てていくという形でございます。

関連で、今考えている起債の関係をちょっとお話しします。

現在、新しく今度造られる旭市のクリーンパークの場所と、横芝光町にごございます分場の二つがあります。起債関係につきましては、光町が平成5年から8年度に建てたものの借入額が25億8,400万円ほどありましたけれども、この起債の償還が23年度で終わります。今年は約2億6,200万円ほどの償還、来年度が2億4,600万円ほどの償還、22年度が2億1,400万円ほどの償還で、光分場については23年度が6,400万円ほどの償還と。それに今度新しい施設、旭市の施設ができますので、今現在考えている償還は、アバウトですけれども、約15億円から16億円ぐらいの起債を償還していくと。始まるのが22年度からで、終わるのが15年、年利2%で15年償還、3年据え置きを考えております。すべて終わるのは37年ごろと予定しております。償還額につきましては、今の光施設よりも当然借りるのが10億円ほど少ない見込みですので、金額についても、今考えている金額よりも若干少ない金額で償還が始まるという形です。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 国体推進室長。

○国体推進室長（高野晃雄） 国体推進室の所管事項の報告を申し上げます。

まず、来年度の国体リハーサル大会につきましては、去る9月13日に、日本卓球協会の理事会において旭市での開催が正式決定いたしました。大会は全日本卓球選手権大会団体の部、期日は平成21年10月16日金曜日から18日日曜日までの3日間、会場は旭市総合体育館で、この日程等につきましては当初こちらで予定したとおりでございました。

次に、旭市実行委員会のホームページで7月1日から募集を開始いたしました企業、団体の協賛につきましては、現在まで2件の申し出を受けております。

また、国体ボランティアの募集についてですが、県実行委員会と同様に、旭市でも国体本大会、リハーサル大会の運営ボランティアの募集をする予定ですが、現在、県と連携しながら募集の準備を進めているところでございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） それでは何点かお伺いいたします。

パークゴルフの関係ですが、これは順調に推移しているということで判断してもよろしい

のかどうか。

それと、海上キャンプ場の件ですが、旭市に譲渡が決まるような状況でございますけれども、これからの利用促進ということを考えたときに、今の現状のまま、修繕は県のほうでやりますけれども、利用についてはどういう形でしていこうというふうにお考えでしょうか。

それから、県が一応修繕して、修繕した後に旭市に譲渡されますけれども、あの施設については今後どういうふうにご利用していこうという、手を加えてやっていくものなのか、何か施設を造ってやっていくものなのか、そういったお考えはどのようなことがあるのかお伺いいたしたいと思います。

それから、東総衛生組合の関係でございますけれども、今詳しくご説明をいただきましたが、そうしますと旭市として、現在旭市の中に施設があるということで、現状、既存施設のわきには東総運動広場というのがありまして、これは少年野球とかあるいはソフトとか、最近グラウンドゴルフはあまりやられていないみたいですが、一時期その場所がなくなるということになると思いますし、そういったことを考えると周知をどのようにしていくかということが大変大事になると思いますので、そういったことについてどうお考えなのか、情報がありましたらお願いいたしたいし、また、今回の起債についていろいろ説明がありましたが、旭市としてどのぐらい持ち出しが現在考えられるのか、その辺お伺いをいたしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、パークゴルフ場の利用の関係でございますけれども、^{ふたつき}二月ですけれども、夏場の暑い時期等もありまして、もう少し利用は少ないのかなという感覚でございましたけれども、暑いにもかかわらず皆さんに利用をいただいておりますので、今のところ順調に推移をしていると。ただし、これから秋が過ぎまして冬場を迎えるわけですが、そのときにどのような利用になるのか。その辺は十分宿泊客等の、かんぽの宿をはじめ民宿組合、宿泊組合等と割引の協定等も結ばせていただいておりますので、そういう市外の皆さんのご利用、それからまたパークゴルフ場でいろいろな大会等の催し等も開催を独自にさせていただきながら、利用者の増進という部分ももっともっと図っていききたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） それでは、海上キャンプ場の件に関しまして、まず利用の関係

でございますけれども、この施設の利用については、当初、県のほうからは青少年健全育成のための施設ですよというようなお言葉というか、その利用にしてくださいというような話もありました。ただ、旭市のほうとしましては幅広く利用したいという考えもありますので、青少年健全育成のほか社会教育施設としても広く使わせていただきたいというふうな話も県のほうにはしております。

あと、もちろんその利用のための周知だと思います。広報はもちろんのことですけれども、ホームページなりそれから県内外の雑誌等もあります。いろいろな関係に、その辺のところも含めていろいろ検討しながら周知を図っていきたいと思っているところでございます。

それから、施設の追加はあるかということですが、現状では、今のところちょっとそこまでは、まだ検討していないということでございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、衛生組合の運動場の関係とあと負担金の関係についてお答えいたします。

運動場については委員が言われたように、子ども野球だとか結構年間を通して使われておりますので、組合のほうでは、ある程度正式な実施が決まる見込みが出た段階で各団体等にお話しして、一時的ですけれども当然その間は使えなくなりますけれども、完成した場合には古い所を今度撤去する予定ですが、そこを運動場として使うというふうに衛生組合のほうから聞いております。

それともう1点が旭市の負担金ですが、正確な金額は当然まだ出ておりません。通常負担金と同じというふうには聞いております。通常というのは、衛生組合で各構成市の均等割部分とあと利用部分ですね。旭市は約5割ほどを占めております。若干5割より少なくて四十七・八%だと思いましたが、だいたいそのぐらいの割合を負担金として支払っておりますので、今後も一緒に新しい施設を建てるということになれば同じような形で、旭市がその割合ぐらいで負担金を持つという話になっております。あと、そのほかに交付税算定がありますので、交付税算定部分は衛生組合のほうにお支払いをしているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） ありがとうございます。

パークゴルフの関係につきましては、利用を高めるということが一番大事なものですから、ある意味では表といいますか、市外、県内、県外、そういった方に知っていただくということが大事ですし、話によりますと、県内からもパークゴルフを愛する方々も結構来られているということですから、そういった意味で順調なのかなと思いますけれども、やはり利用するために、いわゆるパークゴルフにだけ来るという方もいると思いますけれども、来たときに何か持ち帰ってもらうということも大事ですよ。

例えば大会を開くということについては、主催をどこにするかというのは、パークゴルフ協会もそうですし各種団体の上部団体とか、あるいは市の第1回目でやったように市長杯ですとか、そのほかいろいろな大会も考えられますけれども、そのときをにらんで、旭市の特産品といいますかそういったことを宣伝するとかという、何か有利な方法も考えられたほうがいいのかなと。

それによって旭市を知っていただく、それによってパークゴルフ場以外に旭市に来てもらえるという相乗効果についてもできる施設だと思いますので、そういった意味で検討していただいて、有効的に施設が使えるのと同時に、旭市に交流の場所としても来ていただくという二重の、あるいは三重の効果があるような取り組みをぜひお願いできればと思います。

生涯学習課のほうにつきましては、これからのことですから、子どもたちがあそこに行けるような状況とお年寄りも行けるような状況、そういったことがあそこに望まれる施設なのかなというふうに思いますので、ぜひ譲渡をされましたらあまり経費がかからないように、昔の遊びができるとか、あの施設を利用して昔培ったいろいろなものが復元できるような、そんな施設にできたらいいなというふうに個人的に考えていますけれども、そういった発展ができるように私はお願いしたいと思います。

東総衛生組合については、各種団体が使われている今運動広場がありますので、周知が大事だと思いますね。いつ使えなくなるか、いつごろ使えるのか、やっぱり周知をなるべく早目にされた方がいいと思いますので、決定し次第そういう対応ができるように、各種団体の方に不便さを感じさせないような対応をお願いしたいし、また負担金については、そうするとだいたい5割程度というんですけれども、額的にどのぐらいになるんでしょうか。分かればそれだけお願いします。

○委員長（柴田徹也） 環境課長。

○環境課長（平野修司） 金額的なことはちょっとあれなんですけれども、現在、旭市のほうで負担金として払っているのが、交付税と一緒にすけれども約2億円です。ですから、先ほ

どの起債関係が23年ぐらいまでに光分場が終わって、今度新しい部分が増えるわけですがけれども、金額的には光分場の起債額のほうが大きいもんですから、今よりも若干反対に減るんじゃないかと予想しております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、ただいまの神子委員のご質問を受けまして、私どものほうで説明を省略してしまつて申し訳なかったんですが、今委員がおっしゃられましたように、パークゴルフ場のほうの大会等で、例えば賞品等で市の特産物を差し上げるという方法もとらせていただきたいと思います。それから、もう既に実施しているところなんです、ただいま委員のほうから交流の場というようなお話をちょうだいした中で、農水産課のほうでさまざまな交流事業をやつてきております。

それで、夏休み等にも、もう既に子どもたちを中心に交流事業をやっているわけですが、そのときに、ジェフユナイテッドのチームの中学生にパークゴルフ場のほうを利用してもらうとか、それからその交流事業で子どもたちに付いてきたお母さん、お父さん方にパークゴルフ場のほうの利用をしていただけるような、そういう割引制度等も設けまして、割引券を配布するとか、そういうようなものはただいまやっております、若干ですがそういうご利用もいただいているところでございます。

○委員長（柴田徹也） そのほかに。

向後委員。

○委員（向後悦世） 海上キャンプ場の県からの譲渡の件についてちょっとお尋ねします。

この海上キャンプ場は、県のほうからの譲渡の話はいつごろからありましたか、お尋ねします。

○委員長（柴田徹也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） この譲渡の話につきましては、資料を見ているわけなんですけれども、平成13年ころから旧海上町のほうには来ております。それで、平成15年には海上町に譲渡するよう決まりかけたというような経過もございましたけれども、その時点では起債の償還なりそういったものがまだ終わっていないということで、その後というような話になったようでございます。合併してから、実は毎年県のほうからは来ております。

経過としては以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 説明によりますと、何かもう平成13年度ごろから、海上町時代からずっと継続的に譲渡の話があったという説明ですけれども、こういうように県の施設がほかにも旭市にありますが、そういうような話が来ているものは、その他に幾つありますか。ちょっと説明いただければ。

○委員長（柴田徹也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） 自分の所管ではこれだけでございます。

（「分かりました」の声あり）

○委員長（柴田徹也） ほかに。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

請願の審査

○委員長（柴田徹也） 次に、請願の審査を行います。

教育委員会以外は退席してください。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時41分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る第2回定例会において、閉会中の継続審査となっております請願第2号、「国における平成21（2009）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願と、請願第3号、「地域手当の県内格差支給の是正を求める意見書」採択に関する請願の2件について審査に入ります。

初めに、請願第2号について審査をお願いいたします。

それでは、ご意見がございましたらお願いいたします。

神子議員。

○紹介議員（神子 功） 請願の紹介議員という立場もありますが、6月定例会で説明させていただいた後に、補足して説明をするような資料がございましたので、ダブらない程度に若干お話を進めさせていただきたいと思います。

国における平成21年度教育予算の拡充ということで説明をさせていただきましたけれども、義務教育についてのいわゆる国庫負担制度ということと関係することを申し上げますと、やはり人件費というものはかなり必要になってくるというふうに思います。旭市におきましても、現在、補助教諭という立場で何名かの配置をしておりますけれども、新学習指導要綱につきましても、国のほうでは増員してほしいということでそこに書いてあるんですが、その手当は県や市が独自でやりなさいということになっておりますと、結果的には予算がないという状況にもなります。

これまで義務教育費国庫負担金の関係につきましても、既に給与費だけしかないような状況になっています。今まではその中に教科書の関係とかという予算組みもあったし、それがどんどん地方交付税の中に算入されてきている。それについては、教育費に使えばいいんですけども、なかなか教育費に全部を使うような状況にないということからしますと、県の状況も大変ですし、市のほうについても教育費だけには使えないという、そういう逆の立場がございます。

そういった意味からすると、平成21年度についての教育予算の拡充については、請願の趣旨に何点か載っておりますけれども、そういったことについて取り組むためには、やはり予算の拡充が必要であるということが言えるかと思います。そういった意味で、事人件費につきましても、自治体負担ということがございますので、その自治体の財政状況による格差というのが生じている現在では、やはりその穴埋めをするためにはどうしても当初における予算組みが必要になってくるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ請願第2号については、旭市として意見書を採択していただいて、国に出していただきたいというふうに思う一人でございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） ありがとうございます。

紹介議員でございます神子議員から補足してご説明をいただきました。

これから審査をお願いしたいと思います。

ご意見がございましたらお願いします。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 今、神子議員からお話をされたとおりで私も思っております。国のほうも、決めることは決めて全部地方にお任せということが、最近ほとんどそういう状況なので、ぜひこれは私は前向きに賛成したいと思っております。

○委員長（柴田徹也） ほかにございますでしょうか。

林委員。

○委員（林 一雄） 教育予算の拡充に関することなんですけれども、旭市の場合に、ここの5番目の頭の部分ですか、これに危険校舎とか老朽校舎の改築という文言が入っておりますけれども、旭市は、合併して特例債を利用して、結構この部分に関しては耐震診断とか改築とかかなり進んだことをしておりますので、この施設の整備費を充実することということは、もう旭市はこれ以上にやっていると思われます。子どもたちの教育ですから、予算があればそれにこしたことはないんですけれども、この部分を見ると、旭市は私は教育予算はかなり拡充をしていると考えております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかにご意見はありますでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、請願第2号の審査を終わります。

続いて、請願第3号について審査をお願いいたします。

紹介議員でございます神子議員、補足して説明があればお願いします。

神子議員、どうぞ。

○紹介議員（神子 功） それでは、地域手当の県内格差支給の是正を求める意見書採択に関する請願について、若干補足させていただきたいと思います。

6月の定例会の請願審査におきまして一応説明させてもらいましたが、特に何点か説明させてもらいますけれども、一つについては、例えば今現在6%、5%、4%ということで扱いがされているそうです、県内ですね。6%という所につきましては、成田市、富里市、八街市、佐倉市、四街道市、印西市、白井市、酒々井町、栄町、それから本埜村と印旛村という所がいわゆる印旛地区に当てはまるということになっております。5%については、旭市の管内、いわゆる北総教育事務管内では5%はありませんけれども、旭市については東総地区ということで4%に該当するということになっておりますが、仮に旭市に住んでいる方がたまたま成田市にある学校に赴任したということになりますと、扱いは4%ではなくて6%の扱いになると。逆に、成田市から旭市にお勤めになる場合には、6%が4%になるという

ふうになるそうでございます。これは、40キロぐらいあるいは35キロぐらいのところから旭市に来ていただく先生方も現在いるそうです。そういったことを考えると、旭市にせっかく来ていただいても4%の支給しかないということが現実にあつて、旭市から逆に成田市に行った場合には6%になるということで、そういった意味からすると、千葉県の中でも行ったり来たりがありますが、支給が違ってきているという状況が一つございます。

もう一つは、その地域手当の格差というものについては、要は、平成20年度は千葉県は4、5、6%という3段階で適用されております。これは人事委員会に基づいて決断が下されたようでございますが、千葉県以外の関東近辺を見ますと、率の上限はあつたにしても、一律になっているというのがほとんどでございます。例えば東京都では14%ぐらい、神奈川県、それから茨城県は一番低いんですけども、それでもだいたい2.8%ぐらいでございますが、全県で同じ率になっているということで、できればそういうふうに一律にしていきたいというのが請願の趣旨でございます。

6月定例会に請願を出した状況が県内にありますけれども、近隣では、前段の教育予算の関係、そしてこの地域の手当の関係については、銚子市、匝瑳市が同じ意見書について採択されて、各大臣に意見書が出されていると。この地域手当につきましても、今申し上げました印旛地区は6%なんですけど、印旛地区においても高いパーセンテージになっておりますが、その地区でもやはり一律にすべきだというようなことで請願が通過をして、意見書が採択されて国に上がっていると、そういう実情がございました。

そういった意味で、先生方のやはり働く意欲とかということ、もう一つは、それでは千葉県に先生が集まるかということと考えた場合に、小学校の場合ですが、教員採用試験といったことで都道府県の競争率を示す資料を入手いたしまして、平成19年度、北海道から沖縄県までの各都道府県を見ますと、何と千葉県が2.5%と競争率が一番低い。ということは、先生方もなかなか千葉県には来ていただけない状況があるのかなと。要するに魅力があるのかなのかというその辺は分かりませんが、鳥取県では16.5%の競争率になっていますし、岩手県では25.3%の競争率があるということは、それだけ先生方が勤めたいということの裏付けは、やはりある意味ではこの地域手当というものが一律になっていることもあるんじゃないかというふうにも考えてもよろしいんじゃないかなというふうに思っております。

以上、何点か申し上げましたが、いずれにしても、千葉県以外の近隣の東京都をはじめとする関東におきましても一律になっているという状況からかんがみて、千葉県でも一律にぜひしていただきたいということでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 神子議員、ありがとうございました。

続いて審査をお願いいたします。

ご意見がございましたらどうぞ。

伊藤委員。

○委員（伊藤 保） この地域手当ですか、この地方の教職の皆さんということで、旭市においてはどのぐらいの車通勤、あるいはアパートに住んでいる人ということで調査をしていただきまして、この間、皆様にお配りした紙のとおりになっておりますけれども、この地域ではどうしても通勤には車が必要になってきます。都会のほうはいわゆる電車通勤、また公共機関がかなりありますので、そういった中でこの地域格差というものを考えると、ガソリン代の高騰とか物価の高騰、そういったものを考えると、私はこれは地域の格差を少しずつ減らしてもいいんじゃないかなと、こういうふうに考えております。

○委員長（柴田徹也） ほかに。

向後委員。

○委員（向後悦世） 今説明いただきましたけれども、県内の地域手当を一律にしてほしいという要望ですが、この千葉県を一律にするということは何%が望ましいのか、もうちょっと詳しく説明していただければ参考になるかと。

○委員長（柴田徹也） 向後委員に申し上げます。

今のその質問は、紹介議員が答えるべきことではない質問だと思うんですが、今、委員会で審査をしておりますので、この請願の内容についての質問は結構ですが、今のは質問内容がちょっと違うんじゃないかと思います。

○委員（向後悦世） 分かりました。

千葉県は4%、5%、6%の地域手当で区分されているみたいですが、これを一本化して一律化を図っていくとすると、説明資料を見ますと、東京都が一律14.5%で、千葉県も東京都と川一本を隔てて隣接していますので、あまりに川一つで手当に極端な差が生じちゃうんじゃないかなと思って、ちょっと疑問を感じましたが。

○委員長（柴田徹也） 神子議員。

○紹介議員（神子 功） 紹介議員ということで近隣の都県の状況ということをお話しさせてもらいましたが、お話しさせてもらいましたように、茨城県については将来3%になるみたいですが、2.8%ぐらいで一律になっている。それで、東京都については島を除いて一律支給で14.5%、きっとこれについては人事院勧告や千葉県の場合には人事委員会、こう

いったところで調査をして、民間との関係とかといろいろなことの調査をしながら裁定された状況だと思います。神奈川県については一律支給で10%、埼玉県では5.5%の支給、それからその他群馬県、栃木県、静岡県、山梨県、こういった関東近辺からいきますと一律支給になっているということについては、率は違えどもそのような方向になっていると。

したがって、千葉県はたまたま平成20年度は6%、5%、4%というふうになっておりますので、請願の趣旨からすると、これは平成20年度を考えれば6%にしてほしいというふうには私は思います。県内の格差ということではなしに、一律6%にしてほしいということだと私は思いますので、格差がないようにぜひ6%にということをやきつと請願者のほうは考えられていると思いますし、また近隣の都県についても一律ということからしても、そのパーセンテージはそれぞれ差がありますけれども、まず一律にしたほうがよろしいのではないかとということについては私は賛成です。

○委員長（柴田徹也） ほかにご意見がございましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、請願第3号の審査を終わります。

ここで執行部は退席してください。大変ご苦勞さまでございました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 2時 2分

再開 午後 2時14分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願の採決

○委員長（柴田徹也） 次に、討論を省略して採決を行います。

請願第2号、「国における平成21（2009）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 賛成多数。

よって、本請願は採択と決しました。

請願第3号、「地域手当の県内格差支給の是正を求める意見書」採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 賛成多数。

よって、本請願は採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

意見書案の説明

○委員長（柴田徹也） 続きまして、ただいま採択と決しました請願が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備をいたしたいと思っています。

事務局、意見書案を配布してください。

（意見書案配布）

○委員長（柴田徹也） それでは、請願第2号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いします。

事務局長。

○事務局長（宮本英一） それでは、請願第2号の意見書案についてご説明いたします。座ったままでよろしいでしょうか。

○委員長（柴田徹也） はい、どうぞ。

○事務局長（宮本英一） お手元に配布してございます国における平成21（2009）年度教育予

算拡充に関する意見書案をご覧いただきたいと思います。

意見書案を朗読して説明に代えさせていただきます。

国における平成21（2009）年度教育予算拡充に関する意見書（案）

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え・育てるという重要な使命をおっている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」「不登校」をはじめ、いわゆる「学級崩壊」、さらには少年による凶悪犯罪、経済不況の中、失業者の増加により授業料の滞納等、様々な深刻な問題を抱えている。一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、総合的な学習の実施や選択履修の拡大に伴う経費等の確保も急務である。千葉県及び県内各市町村においても、ゆとりの中で子どもたち一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。

充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。そこで、以下の項目を中心に、来年度に向けて予算の充実をしていただきたい。

- ・子どもたちに、きめ細かな指導をするための公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に策定すること
- ・少人数学級を実現するための義務教育諸学校における学級編制基準数を改善すること
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持することや就学援助に関わる予算を拡充すること
- ・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等環境・条件を整備すること
- ・危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること
- ・子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額を見直し、地方交付税交付金を増額することなど

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではありますが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月、千葉県旭市議会。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 事務局の説明は終わりました。

それではご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようでございますので、請願第2号の国における平成21（2009）年度教育予算拡充に関する意見書は、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

続きまして、請願第3号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（宮本英一） それでは、請願第3号の意見書案についてご説明いたします。

お手元に配布してございます地域手当の県内格差支給の是正を求める意見書案をご覧くださいと思います。

意見書案を朗読して説明に代えさせていただきます。

地域手当の県内格差支給の是正を求める意見書（案）

平成17年12月、千葉県人事委員会は、県職員・教職員の給与構造の見直しについて勧告を行った。調整手当に替わって新設された地域手当については、県内を8%支給地域と5%支給地域とに二分し、3%の格差を設けるものとなった。この地域手当の支給は、平成22年までに完成するとされており、今年度は県内を6%・5%・4%支給地域に三分割している。

教職員は、県内56市町村すべてに勤務している。しかし、地域手当の格差支給により、同様な職務を遂行しているにもかかわらず、年収で大きな差が生じるという事実が発生している。これにより、教職員の不公平感が増すばかりではなく、円滑な人事異動への影響も懸念される。ひいては、地域による教育の水準格差も生じかねない。近県においても、埼玉県・群馬県・神奈川県・静岡県・山梨県等は県内一律支給となっている。

また、新規教職員の採用という視点からも、地域手当の格差支給は望ましいことではない。近年、本県は、1,000人を超える新規教職員を採用している。採用選考を近県と同じ日に実

施することもあり、優れた教職員をいかに確保するかが求められている。本県の地域手当に格差があることが、優れた人材を確保するうえで影響をおよぼすことが懸念される。これは、本県の教育の充実、発展にとって大きな損失であると言わざるを得ない。

よって、千葉県内の地域手当を全県一律支給とし、格差を早急に是正することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月、千葉県旭市議会。

千葉県知事、千葉県人事委員会委員長あて。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 事務局の説明は終わりました。

それではご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようでございますので、請願第3号の地域手当の県内格差支給の是正を求める意見書は、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

なお、意見書の提出に伴う発議案の提出者につきましては、委員長名で議長に提出したいと思しますので、よろしくお願いいたします。

陳情の審査

○委員長（柴田徹也） 次に、陳情1件の審査を行います。

ここで健康管理課の出席を求めます。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時27分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る第2回定例会において、閉会中の継続審査となっております陳情第4号、いいおかけんこうセンター、海上健康増進センターの利用料などに関する陳情の1件についてであります。

ここで、審査に入る前に、陳情第4号に関連しますあさひ健康福祉センター及び総合体育館のトレーニング施設等について視察を行いたいと思います。

それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 3時50分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、陳情第4号について審査をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） 常任委員会という立場で、この陳情につきましては現地視察をさせていただき、また我々文教福祉常任委員会としても、海上健康増進センター並びにいいおかけんこうセンターの陳情が出ている内容について、どこが所管して、いつその施設が設置されて、その設置目的がどうであったのか、そしてまたその施設はどのぐらい費用がかかって、財源がどういうふう to 活用されてできたものなのか、そして1年間当たりどれだけ維持管理費が、人件費を含んでどのぐらい年間に維持をするのに必要な状況なのか、それによってどのように市民の方々が有効利用されているのかという内容も含めて、調査をしてきました。

それで、海上健康増進センター並びにいいおかけんこうセンターについてはいずれも、当時町のときに、一般財源は若干違いますけれども、そんなに一般財源を投入することなく補助金でこの施設が建ったという、有利な補助金を使ってできたということは非常によかったんではないかなというふうに言えますけれども、年間の維持費については、例えば海上健康増進センターについては、1年間にかかる人件費も含めた維持管理費については2,121万円

ぐらいかかっております。これは平成19年度。片一方、いいおかけんこうセンターについては946万円ぐらいかかっているということが判明いたしました。この違いというのは、恐らく海上健康増進センターにはプールがあるために、修繕費とかいろいろなことも含めてかかっているのではないかなということが考えられるためにその差が出ているのではないかなと。もちろん施設の関係もありますので、そこにいる職員数についても、若干配置が違ったために人件費の差も出てきているのかなと、そういったことが言えるかと思います。

そこで、きょうはあさひ健康福祉センター並びに総合体育館にあるトレーニングルームを逆に見て回って、同じトレーニング施設がある場所が旭市に四つあるということで、比較対照も含めて視察をしたわけですが、あさひ健康福祉センターについては、健康とは若干違いますけれども福祉の増進という立場から、トレーニングルームが今までは施設の中にあったものが、たまたまパークゴルフ場ができたために管理棟の2階に今設置をされているという状況もつぶさに見てまいりました。その施設は登録人員が、登録された方で264人いるという説明があって、そのうち64人がトレーニングルームを使っている登録者、したがって多くはおふろに来ている方の登録者が多いということが判明いたしました。それが平成19年度の月平均で見えますと利用者が1,385人ということになっているわけですが、一方、前段で申しあげました海上健康増進センター、これが19年度の月平均が1,527人、いいおかけんこうセンターは493人ということを見えますと、これは、ある方が浅く広くという利用よりも、ごく限られた人がその施設を使っているのではないかなというようなことがある意味では言えるのかなというふうに私は判断をいたしました。

今回出ております陳情内容につきましては3点ありまして、海上健康増進センター、そしていいおかけんこうセンターについては利用料を同額ということで、できれば200円にしてくださいという、陳情内容でありますけれども、これは施設の関係で、海上健康増進センターについてはプールと一緒に複合施設になっておりますので、これを現時点で分けることが本当にいいのかどうかというのはもっともっと議論しなければいけないのではないかなというふうに思いますし、どちらも使っているということからした場合に、あさひ健康福祉センターの例を見ますと、おふろに入っている方のほうが多い施設だけれども、健康施設のトレーニングもあるということで、利用者の状況がおふろのほうが多いというふうに分かりました。しからば、海上健康増進センターについては、まだ調べができておりませんけれども、どちらが有効的に使われているのかということとはちょっと調べた状況が分かりません。

そこで、きょうは関係者が来ておりますので、海上健康増進センター、いいおかけんこう

センターについて、登録者が今現在の時点で何人いるかについて参考にお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。お分かりでしたら参考にお伺いしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） 健康管理課のほうも、ちょっと確実な数字というか、合併前に海上のセンターに登録されているのが3,533人ですか。実際もう全然利用されていないという方も結構、1年以上使っていないという方もあるんで、実質今何人利用かというのは把握できていないのが正直なところですよ。合併後にというか、体力測定をちゃんとしてファイルを作っている方がただいま2,326人。これについても、全部この方が利用されているかというのは、これもちょっとはつきり把握は、1年以上利用されていないという方がかなり出てきちゃっているのはあるように思われます。今ファイルを整理しているんですけども、健康管理課のほうの決まりでは、1年以上利用されない場合には再度体力測定からやっていただくというのが建前で進めていたものですから、実人員的なものというのは、神子委員が言っている意に沿うような数字がちょっと把握できていない状況でございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） いいおかは。

○健康管理課長（小長谷 博） いいおかも含んでおります。

○委員長（柴田徹也） 両方ですね。

○健康管理課長（小長谷 博） ええ、すみません。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 分かりました。要は、旧町の時代については一応登録者はいたけれども、今のお話ですと3,533人登録者がいたんだけど、ファイルには2,326人残っているということで、整理はされていないというお話がございました。したがって、実人員については現在分からないという状況だというのがございました。

それで、この健康管理課で所管されている健康増進センター、いいおかけんこうセンターにつきましては、保健師がいなければいけないなというふうに感じました。行政改革ということも確かにありますが、私が見た範囲では、この施設については、住民サービスということからしますと設置目的が、旧町では町民の介護の予防及び健康の維持増進を図るということが、いいおかも海上も同じ内容ですね。いいおかについてはそこに福祉増進を図るのが付け加えられておりますけれども、内容的に同じ。合併後についてはいずれも、市民の健康の維持増進を図るという目的で設置の目的が継承されているという、そういった施設で

す。

したがって、この施設は、利用される方が自分の健康のために、どのように今現状なっているかということ、その進捗状況を見る中で自分の健康状態がどうであったのかというのが一つ。もう一つは、それによって合併した旭市が健康についてどれだけ行政として寄与してきたのか、それによって病気が減ったのか減らないのか、またどんな問題があるのかということを追跡調査していかなければいけない施設ではないかなというふうなことを、施設を回ってみたり話を聞いたりして感じました。

したがって、今、海上健康増進センターについては、確かに海上支所には常時いらっしやいますけれども、何かがなければ行かないということになっているそうですが、そうではなくてやはりそのポイントは、こういったことを管理する、したがってそのデータについてはそれをいただいて、そしてパソコンで管理をし、旭市の少なくとも健康増進という観点から、旭市がまちの特色として健康都市宣言ということで現在来ておりますので、そういった意味では、海上町時代に平成15年全国第2位の医療費の減というかそういった状況がございますので、そういったことを維持するためには、やっぱりこういった施設の有効利用ということ、を市民がすると同時に、行政として進捗状況を管理しながら、病気になるべく出ないように予防関係についても一緒になってやるような施設ではないかなというふうに思っております。

そういったことを考えますと、旭市としてはたまたま使用料、手数料について合併後初めて見直しをされたのが今年3月の議会で、7月1日から値上げをしますよということで今回こういう陳情が出ておりますけれども、自分たちが調べた資料を見ますと、合併前の平成15年にこの施設ができました。平成15年4月1日にいずれも設置をされて、1回200円、ただし当分の間無料とするというのが海上健康増進センターであり、いいおかけんこうセンターについても1回2時間以上200円ということでございましたが、便宜上、無料ですずっと来たようなことでした。平成17年に合併してからは一応200円で来たわけですが、これも実質上無料ということですからずっと来ていて、条例にはあったんですが条例は使わないで、今回改定の内容になったというような状況でございます。

陳情者には大変恐縮なんですけど、そういったことで、市内の他の施設の利用、不公平感をなくすための今回改定理由ということでございますが、本来ですと、暫定的に当分の間無料というものについては、2年も3年も当分の間無料というのはおかしいことであって、1回200円というものを一回市民の方々にやっていただいて利用してもらって、それで合併した後旭市のあさひ健康福祉センターも含めた料金が現在ありますので、それでどうなんだろう

うか。例えば、200円と400円ですから、利用するためにはその間をとって300円にしたらどうかという、そういった議論があつて今日まで来れば話は分かるんですが、そういった意味では飛び越してきちゃったのではないかなというような感じがいたします。

したがって、これについては、行政としてこれからは使用料、手数料の改定については状況を十分に踏まえて、そして市民のニーズも踏まえた上で、将来この施設がどうあるべきか、現在どういった施設であるべきかということを十分に検討しながら料金の設定に臨むということが行政の姿勢であつてほしいなというふうに思います。

それともう一つは、この海上健康増進センター並びにいいおかけんこうセンターについては、先ほど申し上げましたように、今でいえば市民の健康の維持増進を図るということでございますので、特に健康管理課が所管するということであれば、これについてはがん検診とかいろいろな検診をとっていただいている健康管理課ですから、健康都市宣言ということにおきましても、やはりここに来られる方々のその進捗を見て、その方が当初病気をお持ちであれば、トレーニングした結果あるいはプールに入ったことによって、それが治ってきたなということで効果が分かるような、進捗も把握できるような、そういった体制づくりというのも今後必要となってくると思います。

先ほども質問させてもらいましたけれども、当時町の時代には登録者が3,533人いてファイルが2,326名分あるけれども、整理はされていないということについては、これはやはり整理をして、そして現在の状況並びに今後そのファイルに記載された内容をどう生かしていくかというのが行政の役目ではないかなというふうに思いますので、これはやはり行政としてしっかりとこの設置の目的、あるいは旭市の健康都市宣言というふうに置かれている位置付けからした場合に、やっぱりこの施設のあり方についてもう1回見直しをしていただいて、保健師も常時そこにいてほしいということがあるとすればそれをどうしたらいることができるか、そこによってトレーニングした結果についてはどう管理をしたほうがいいのかということも、やはりもっともっと研究をしてやるべきではないかなというふうに思いました。

繰り返しになりますが、今回陳情が出ておりますけれども、現状のままで推移をしていただいて、今後、そういった意味では使用料、手数料の改定のときには十分設置の目的あるいは現在の状況、市民のニーズということも含めての料金改定をしていくことが望ましいということをつけ加えて、私はこの陳情については、陳情者には申し訳ありませんが、今回は不採択にすべきだというふうに思います。

○委員長（柴田徹也） ほかにご意見は。

向後委員。

○委員（向後悦世） この手数料の改定に3月議会で私は反対した一人でございます。その改定理由は、合併時にサービスは高く負担は低くというような、うたい文句の中で合併協議が進められてきました。そしてまた、この福祉施設の料金改定が3月議会で出されまして、高齢者に対する減免というか無料というか、特例がありました。そういう特例もみんな取っ払っちゃて、何かあまりにシンプル過ぎるような単純な改定になってしまったのではないかなと感じている一人でございます。

そういう中で、きょう、また数日前に、海上の施設、いいおかの施設、また総合体育館、またパークゴルフ場に伴って付いている施設を拝見しました。それぞれみんな個性はありますが、やっぱりこれは行政サービスが市民にいかにかできるかというようなことが一番基本ではないかと思いますので、両施設とも、陳情書の要望を見ましても、できれば200円にしてくださいと、また所得の少ない方、生活保護の方などの使用料の減免制度をつくってくださいと。また、健康診断でメタボリックシンドロームという指摘をされた方に無料体験券を渡すなど利用を勧めると、そういうような内容でございますので、私はこの陳情文書に賛成していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○委員長（柴田徹也） ほかにご意見は。

伊藤保委員。

○委員（伊藤 保） この施設は、プールが海上にあるというのが大きな特徴なんですね。それで、おふろということではいいおかにもあります。いいおかは、運動機能を備えた健康センターというのはこのけんこうセンターのみなんですね。ところが、あさひはおふろがあって400円ということなんですね。この所管を見ると健康管理課とそれから社会福祉課というように、同じ施設のようになっていますのにそれが分かれているというのがどうも私にはちょっと分からない点があるんですけれども、その中でこれを一律400円ということを3月議会で議決しましたけれども、この陳情の中に所得の少ない方、それから生活保護の方などの使用料の減免制度をつくってほしいというのは、これは要望として受け取っていただきたいなと私は思うんですね。

それで、いろいろな意見がありました。どこでも使える3施設共通券を作る、あるいはまたプールとそれから運動施設を別にするという、いいおかのように独立させるような形で料金を取るというような形の施設改正というものが需要ではないかな、こういうふうだと思うんですね。けれども、こういう形で、今の状況では執行部は半年ぐらい見なくちゃまだ分から

ないということなんで、取りあえずこういう声をやはり要望という形で聞き入れていただきたいのと、このように思います。

以上です。

○委員長（柴田徹也） ほかに。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 先ほど神子委員、伊藤保委員がおっしゃいましたとおりに、いろいろと難しい面が多いと思います。陳情の中にメタボリックシンドロームと書いてありますけれども、このメタボリックが今度健康管理課じゃないんですよね、保険年金課の所管になるわけです。それを考えたら、各所管でいろいろと協議していく時間がすごく欲しいと思うんです。もう少し時間をもらって勉強していったらどうかなと、私はそういう考えでおります。

○委員長（柴田徹也） ほかにご意見はありますか。

林委員。

○委員（林 一雄） 私も、今景山委員が言われたとおりに、まだ2か月ちょっとですので、もう少し利用状況を見て、時間をいただいて判断しようかと思っている一人でございます。

ここの陳情文書にありますけれども、いいおかけんこうセンターと海上健康増進センターの利用料なんですけれども、たしかいいおかけんこうセンターと海上健康増進センターを比べると倍の料金が、400円と200円ですか、海上健康増進センターは高いように感じますけれども、私は利用者の応分の負担はやむを得ないと思っておりまして、温水プールは先ほど神子委員も言われましたとおり維持管理費がかかるわけでございますから400円となっておりますけれども、できることならば温水プールのほうとトレーニングルームのほうを分けていただければ。両方使う人は400円でいいかもしれませんが、片方の健康センターだけ、トレーニングマシンですか、それだけ使うと400円は高いような気がしますけれども、そう思っている一人でありますので、先ほど冒頭言いましたように、もう少し利用状況を把握して検討してみたいかかと思っておりますので、結論として、やはり不採択とさせていただきたいなと思っているわけでございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 一番初めに意見を述べさせてもらいましたが、合併して3年たちました。やはりこれから、市民として負担すべきものは負担をしていくという気持ち、行政は税金とさせていただいたものをなるべく無駄遣いしないで、有効的に市民から上がった血税を無駄な

く使っていくということがなければ、行政についてはどこまで行っても、夕張市の関係ではありませんけれども、そういったことが消えないということがあります。したがって、今、林委員が言われましたけれども、応分の負担ということについては、やはりこれは必要かなというふうに私も思っております。したがって、プールがあるから400円にしたということがもしもあるとすれば、これはいけないことです。施設の目的は、健康を自分たちでつくっていくんだということの施設ですから、そういったことを考えれば、使う人も、それからそこを管理する人についても、冒頭に話をしましたように、要はこの方がどうよくなったのか、どう健康づくりができたのか、旭市にいてよかったなということが本来でなければいけないと思うんですね。

したがって、合併して今3年終わりましたけれども、これからについては行政としては費用対効果ということを念頭に置きながら、その施設の役割、終わったものは終わったでどうしたらいいのかということもあるでしょうし、今途上にあるこの施設についてはどう有効活用を市民の方にしてもらったらいいかということについて、どれだけの人がそこにいたほうがいいのかと。専門的な保健師を、今までいたのがいなくなったということが若干言われておりますので、それはやっぱりいてくれることが住民サービスになるということを考えたときに、それはぜひやっていただいて、利用者については十分利用した結果が、効果が表れるようなそういった行政の進め方をぜひしていただきたいなということで、付け加えさせていただきますと思います。

○委員長（柴田徹也） ほかにご意見はございますか。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） たくさんのご意見をありがとうございました。

陳情の採決

○委員長（柴田徹也） これより討論を省略して採決を行います。

陳情第4号、いいおかけんこうセンター、海上健康増進センターの利用料などに関する陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 賛成少数。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(柴田徹也) 賛成多数。

よって、本陳情は不採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(柴田徹也) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長(柴田徹也) 以上をもちまして審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 4時23分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 柴 田 徹 也